

「学校の部活動に係る活動方針」

令和5年5月

徳島県立富岡東高等学校 羽ノ浦校

1 本方針策定趣旨

学校部活動は、生徒が自主的・自発的に参加し、部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われてきた。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図り、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっている。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。

本校においても、部員数の減少により、部活動の維持が困難な部活動も見受けられる。休部や廃部による部活動数の削減や学校間の合同チーム等により、対策を講じているものの、根本的解決に至っていない。

生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するために、学校と地域が連携・協働しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要があるという趣旨に則り、本方針を策定する。

また、高等学校段階では、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。

2 適切な運営のための体制整備

（１） 学校部活動に関する方針の策定等

ア校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、活動方針、活動計画及び活動実績を学校のホームページへの掲載等により公表する。

イ部活動顧問は、活動計画（年間または月間）及び活動実績を作成し、校長に提出する。

（２） 指導・運営に係る体制の構築

ア校長は、教師だけでなく、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。

イ校長は、教師を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制をできるだけ構築する。

ウ校長は、活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

エ校長は、部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動を推進するため、自主的に運営方法について検討・点検・協議を実施できるよう、「部活動適正化推進委員会」を設置し、コンプライアンス意識及び全体的な活動の質の更なる向上を図る。

オ校長は、教師の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）の徹底及び、体罰・ハラスメントの根絶に努める。

運動部活動においては、徳島県教育委員会が平成26年に作成した「運動部活動指導指針」に則った指導を行う。また、文化部活動においても「運動部活動指導指針」に準じ適宜指導を行う。

イ運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取る必要があること、

また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うよう努める。

ウ文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うよう努める。

エ部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

ア運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

ただし、県の強化指定競技や育成型選抜の対象競技等、各部活動の状況に留意する。

- ・学期中は、週当たり2日程度の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日程度を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。通学に多くの時間がかかる生徒には特に配慮する。

文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様とする。

ウ校長は、2（1）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、前記アの基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、学校部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ定期考査の時間割発表日から定期考査最終日の前日まで、原則として学校部活動を休止する。この期間に活動する場合は、「特別活動許可願」を定期考査発表日までに提出し、学業に支障がない範囲で部活動顧問が責任をもって指導、監督し、時間を短縮（準備・片付けを含めて2時間以内とし、朝練は禁止）して活動することができる。原則として、この期間に遠征及び合宿は行わない。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

イ校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

ウ校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

6 学校部活動の地域連携

ア校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進めるよう努める。

イ校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、中学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。

ウ校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど、連携を深める。休日に限らず平日においても、できることから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。ただし、部活動顧問の負担が過度にならないことを考慮して実施する。

7 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

ア校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度にならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。